

埼玉県知事
大野 元裕 殿

2024年9月24日

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 平尾 幹雄



要 請 書

平素より、連合埼玉の運動に対しまして、格段のご理解・ご協力を賜り、衷心より感謝・御礼を申し上げます。

さて、埼玉県を取り巻く情勢は、少子高齢化などにより企業における人手不足が多発しており、本年7月の民間調査では、県内51.3%の企業が「人手不足である」と回答するなど人手不足感が高まっています。

特に、物流業界においては2024年問題により喫緊の課題となっており、本県のドライバー不足人数は全国ワースト3位になるとの推計もあります。そのような中、持続可能な物流体制の構築にむけて、関係者が連携して所要の取り組みを講じることにより、サプライチェーン全体の共存共栄と消費者の利便性確保をはかり、地域経済の発展と県民生活の向上に寄与するために役割を果たすことを目的に、産・官・学・金・労に加え、物流業界などの団体による「埼玉県の持続可能な物流の確保に向けた共同宣言」が示され、課題改善にむけた取り組みがスタートしています。

また、地球温暖化によって引き起こされる気候変動による極端な猛暑や、経験したことのない集中豪雨などの異常気象とそれに伴う災害により、私たちの生活や健康面にも大きな影響を与えています。特に、7月31日に発生した雷雨により、人的被害2件、床上・床下浸水122件の被害が発生するとともに、8月7日に発生した雷雨では、江川（北本・桶川・上尾市）および飯盛川（坂戸市）などが溢水して、床上・床下浸水122件、115ヶ所での道路が冠水するなど大きな被害をもたらし、早急な対策が求められています。

加えて、2022年から続くロシアによるウクライナへの軍事侵攻やイスラエルとパレスチナの紛争などにより、穀物や資源価格の高騰、急激な円安の進行などが重なり、物価の上昇が県民の生活に大きな影響を与えています。

そのような中、大野県知事におかれましては、「埼玉県の強い経済の構築に向けた戦略会議」などをつうじた経済政策対応や災害の激甚化への対応など、昼夜を分かたず、ご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。引き続き、日本一の暮らしやすい埼玉の実現にむけて、県民の命と暮らしを守るための対応をお願いいたします。

私たちは「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現にむけて、働く者・生活者の立場に立った政策実現を軸に広範にわたり研究・検討を重ね、県政に対する政策・制度要請を以下のとおりとりまとめました。

本要請は、雇用の安定と公正労働条件の確保およびすべての世代が安心して働き続けられる社会へと転換をはかり、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などをつうじた、誰一人取り残されることのない社会の実現ならびに社会の様々な課題・不安の解消にむけた要請内容となっています。

つきましては、大野県知事の強いリーダーシップのもと、関係各所と十分な連携をはかり、迅速な対応をはかっていただくとともに、本要請が勤労県民の総意として受けとめていただき、2025年度の予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

以 上

2024年度

埼玉県への政策・制度要請

9分野 38項目

I. 総合経済・産業政策

1. 「公契約条例」制定について

すべての産業を対象に、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、ILO第94号条約型の「公契約条例」を制定すること。

<要請の根拠>

埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性については理解が進んでいる。また、上尾市・富士見市などでは、公契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の実施を促すために「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」として定めており、公契約の際に必要な手続きを定め公契約の適正化を促している。

特に、賃金条項においては、草加市・越谷市で公契約条例に盛り込まれており、上尾市や富士見市では、労働環境の確認に関する要綱の中で、支払賃金の確認をおこなう要綱となっている。また、現状の原材料高、エネルギー高などによる物価上昇の中で、公契約事業に携わる労働者の賃金においても、賃金を引き上げる必要がある。

公契約条例は、本来、事業者・労働者・地域住民そして行政と、全ての関係者にとってプラスとなりうるものであり、また条例（労働条項型）の制定により、「公契約に従事する労働者などの適正な賃金・報酬の確保」「入札におけるダンピング受注防止、適切な落札率・発注額への改善」「地域事業者の育成と人手の確保」「地域経済・社会の活性化と好循環」などの効果も期待される。

そのような中、東京都内では、ILO第94号条約型を制定する自治体の動きが加速化してきている。しかし、これまで条例制定が進まなかった理由として、「行政が事務負担の増加をいやがっている」「事業主が、受注金額が上がらずに労務費や条例に関わる事務負担増を懸念する」などの声が挙げられていた。

埼玉県および各市町村においては、公契約をおこなう発注者という立場から、税金の公正な支出と公共サービスの質を確保し、公契約事業に携わる労働者の労働条件ならびに賃金水準も確保するためにも、「賃金条項」を盛り込んだILO第94号条約型の「公契約条例」を制定する必要がある。

【参考情報】

<公契約とは・・・>

国や地方自治体が民間企業やNPOなどと結ぶ契約のことをいう。契約金額の大きい公共工事が代表的であるが、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務（ごみの収集等）、施設管理、スポーツ施設の運営など広範にわたっている。

（指定管理者制度も含む）

<公契約条例の類型・仕組み>

条例の4類型

①労働条項（賃金条項）型＝労働報酬下限額以上の支払いの定めがあるもの

1) 労働報酬下限額について〔受注者の支払い義務〕があるもの

ILO第94号条約型・・・発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業にて、〔受注者お

よび受注関係者が、第三者である労働者などに対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う] 契約（労働条項、連帯責任条項）をするもの。受注者に契約の履行義務、労働者に労働報酬下限額（労働債権）の請求権がある。

公権力規制型・・・発注者の自治体が、公権力により、受注者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを強制するもの。最低賃金法との二重規制となり問題がある。

2) 労働報酬下限額について [受注者の支払い義務] がないもの

行政指導型・・・発注者の自治体が、受注者及び受注関係者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを求めるもの。効果が低く、行政の事務負担が大きい。

②理念型＝労働報酬下限額以上の支払いの定め（賃金条項）がないもの

理念型・・・公契約に関する総則的事項を定めるもの。賃金条項がなく、効果がない。

<IL094号条約型条例（公契約条例の代表格）の仕組み>

発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業において [受注者および受注関係者が、第三者である労働者などに対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う] 契約（民法537条「第三者のためにする契約」）をすることを定める条例。

<東京都内の公契約条例の制定・施行状況> *2024年3月現在

1. 多摩市	2011年12月制定	2012年 4月施行	IL0第94号条約型
2. 渋谷区	2012年 6月制定	2013年 1月施行	公権力規制型
3. 国分寺市	2012年 6月制定	2012年12月施行	IL0第94号条約型
4. 足立区	2013年 9月制定	2014年 4月施行	L0第94号条約型
5. 千代田区	2014年 3月制定	2014年10月施行	IL0第94号条約型
6. 世田谷区	2014年 9月制定	2015年 4月施行	行政指導型
7. 目黒区	2017年12月制定	2018年10月施行	IL0第94号条約型
8. 日野市	2018年 3月制定	2018年10月施行	IL0第94号条約型
9. 新宿区	2019年 6月制定	2019年10月施行	行政指導型
10. 杉並区	2020年 3月制定	2020年 4月施行	IL0第94号条約型
11. 葛飾区	2021年 3月制定	2021年 4月施行	理念型
12. 江戸川区	2021年 6月制定	2021年 6月施行	IL0第94号条約型
13. 中野区	2022年 4月制定	2022年 4月施行	IL0第94号条約型
14. 北区	2022年 6月制定	[審議会] 2022年 7月 [その他] 2023年 7月	行政指導型※1
15. 墨田区	2023年 9月制定	[審議会] 2023年10月 [その他] 2024年 4月	行政指導型※1
16. 台東区	2023年12月制定	[審議会、総則] 2024年4月 [その他] 2025年4月	

IL0第94号条約型

※1 受注者に使用する労働者に対する労働報酬下限額以上の支払い義務はあるが、受注関係者（下請事業者等）が使用する労働者 に対する労働報酬下限額以上の支払いの連帯責任がない。

2. 自治体におけるDX推進について

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用し、パブリック5Gなど含めた導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても理解・導入促進をはかること。

<要請の根拠>

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする仕組みとなっている。

通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になる。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいと言われている。

自治体では、河川の監視などの災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されている。また、企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが必要と考える。

一方、総務省では、2020年度以降、ローカル5Gなどを活用した「地域課題解決モデル」を構築するための開発実証事業に取り組んでおり、2023年度以降は、地方自治体によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取り組みを支援する「地域デジタル基盤活用推進事業」を開始している。

したがって、以上の内容を活用しつつ、地域の企業や自治体などさまざまな主体によってローカル5Gが導入され、地域の活性化に繋がることが期待されている。

【参考情報】

総務省「地域デジタル基盤活用推進事業」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

<埼玉県内におけるローカル5G実証例>

越谷市「ローカル5Gを活用した道路の被災状況確認および平常時の管理・運営の高度化実証」

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000344.html

深谷市「ローカル5Gを活用したイチゴ栽培の知能化・リモート化実証」

<https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/r3/subject/local-5g/153206.html>

3. 地域を支える産業の成長、人材の確保・育成のため、産・官・学・労などが連携して取り組むための枠組みの創設について

DX、カーボンニュートラル、経済安全保障などの社会環境の変化に対応するために、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては「公

正な移行（※）」を果たしていくことが必要と考えている。

そして、地域を支える産業の人材の確保・育成のために、学校教育での取り組み、ハローワークなどの人材確保の雇用支援、産業の成長、産業構造の転換にともなう企業内外での学び直しなどについて、産・官・学・労などが連携して取り組むための枠組みを創設すること。また、他県の取り組み状況の調査・分析をおこない、産・官・学・労などが一体となったネットワークをつうじて、県内産業の人材の育成・確保を強力に推進し、さらなる産業振興につなげること。加えて、既存の取り組みにおいて、工業高校が対象となっていない場合は枠組みを拡充すること。

※「公正な移行」

パリ協定にも取り入れられた概念で、温暖化対策などにより生じる地域経済や雇用への負の影響を予め予測し、その対策を講じることで、労働条件の悪化や失業など雇用への影響を最小限にとどめるための政策パッケージ

<要請の根拠>

経済安全保障推進法にて指定された特定重要物資に係る産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が策定されている。しかし、課題の一つとして、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成などが挙げられており、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもと、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されている。

これらは、産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高等専門学校等での教育カリキュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものである。

長崎県における「ながさき半導体ネットワーク」のように、都道府県でも独自にコンソーシアムを設立し、産業振興と人材の確保・育成に取り組んでいる動きがある。

そのような中、埼玉県では、人口減少・少子高齢化の中で、産業を支える技術習得に必要な工業高校を統合する（浦和工業高校と大宮工業高校）動きや、埼玉県には国立の高等専門学校が無いなど、埼玉県で技術を習得する機会が減少している実態もある。

また、育成した人材を埼玉県内の企業に活用していくために、埼玉県内の企業においても、新たな技術へのチャレンジや新たな産業への取り組みの支援など、地域の魅力づくりとあわせて、産業振興にも取り組む必要があると考えている。そして、これからのDX，GXが進む中で、既存の企業が新たな事業へチャレンジするための支援も必要である。

埼玉県においても、このような課題を産・官・学・労などが一体となったネットワークを通して、県内産業の人材の育成・確保を強力に推進し、さらなる産業振興につなげていくことが必要と考える。

II. 雇用・労働政策

1. 介護従事者の処遇改善と人材確保に向けた取り組みについて

- (1) 人手不足が著しい介護従事者の処遇改善と人材確保を進めるために、近年の他業種の賃上げ状況や物価上昇分なども踏まえた介護報酬の引き上げを、国に対し要請をおこなうこと。

(2) 介護に従事する人材確保に向け、行政・事業者・関係団体などと介護業界の魅力を発信するとともに、介護職の公共職業訓練の拡充や潜在労働力の掘り起こしをおこなうこと。

(3) 介護に専念できる環境整備に向け、ICT化の推進や事務作業の簡素化などを推進すること。

<要請の根拠>

介護従事者の賃金は、全体の平均賃金が2023年春の賃金改善交渉以前より3,676円、1.4%引き上がった(2023年度日本介護クラフトユニオン(NCCU)の組合調査結果より)が、厚生労働省の調べでは、全産業で一人平均9,437円の賃金改定額(改定率3.2%)となっている。介護業界では、これまでの処遇改善のための各種加算によって全産業との平均が縮まりつつあるが、このままではまた格差が広がる懸念がある。

また、2022年の雇用動向調査(厚生労働省)によると、2004年以降初めて、介護職の離職者が入職者を上回ったが、介護従事者の不足は深刻さを増しており、高齢化が進む中で高齢者を支える介護人材が不足すれば、介護難民や介護離職者が増加する事態に陥る懸念がある。

したがって、物価上昇率を超える介護報酬の改定をおこなうなど、介護従事者の処遇改善策の拡充を早急におこなう必要がある。

また、介護に携わる人材確保に向け、義務教育課程における体験実習・施設見学の推進や学校の進路相談関係者に対するPR、マスメディアをつうじた魅力の発信など、さまざまな角度からアプローチを展開していく必要がある。

さらに、介護現場に求められている事務作業が増加している実態があり、法令上、提出が必要な書類の見直しやICTを活用した事務作業の軽減(書類削減)をおこない、介護従事者の業務を軽減する必要がある。

2. 就学前教育・保育に携わる職員の処遇改善と人材の確保・定着に向けた取り組みについて【新規】

(1) 就学前教育・保育に携わる職員の処遇改善や保育人材の確保・定着に向けて、県・市町村として更なる取り組みをすること。

(2) 就学前教育・保育に携わる職員の配置基準の見直しや休日保育などの働き方の改善に向けて、県・市町村として取り組むこと。

<要請の根拠>

就学前教育・保育に携わる職員の処遇改善については、現在、国として対応をはかっていることとなっているが、処遇水準の高い都市部への流出が問題となっている地域などについては、県や市町村においても更なる処遇改善策が必要である。

また、人材の確保・定着が重要であり、そのためには、処遇改善等加算の対象事業範囲の見直しを市町村に対し働き掛ける必要がある。

保育士については、2024年4月から保育士配置基準の見直しが図られ、3歳児は「20人に1人」から「15人に1人」へ、4歳児・5歳児は「30人に1人」から「25人に1人」へと配置基準が変更となったが、0歳児～2歳児の配置基準については見直しの対象に含まれなかった。

一方、市町村によっては、よりきめ細かな保育を実施するために国の基準を超える独自の配置基準を定めている自治体もあるが、保育サービスの地域間格差の解消および保育の質の更なる向上に向けては、県が未実施自治体へ主導していく必要がある。

幼稚園配置基準では、1学級の幼児数が35人以下を原則としており、職員の配置数は1学級あたり専任教諭1人をおくことが基準となっているが、それに加え、「預かり保育」「休日保育」の実施など、業務負荷は高くなっているため、改善が必要である。

また、ICT等を活用した事務作業の簡素化や子育て支援員の増員をはかる必要がある。子育て支援員は、研修を受ければ無資格でも子ども子育てに関わる仕事に就ける（市町村単位）ことから、官民の連携により子育て支援を広げていくことが必要である。

3. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について 中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するために周知だけではなく、県・市町村としても補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援をおこなうこと。

<要請の根拠>

適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散（2023年11月1日時点で現存する厚生年金基金は5つのみ）が進んでいる中で、中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいものの、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい。

したがって、中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有力な選択肢となる。このことをふまえ、中小企業退職金共済制度に対し、より多くの自治体において補助制度を導入することが必要である。

埼玉県内においては、16市3町で補助制度による支援があるが、東京都や群馬県では都県単位での補助制度を定めており、地域での偏りのない支援をおこなっている。

埼玉県においても、より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、県や未だに補助制度のない市町村において支援をする必要がある。

【参考情報】

<埼玉県内で助成制度のある19市町>

川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町

<助成制度のある関東の行政>

https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html

4. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について

現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。

- (1) 治療と仕事の両立支援に向け、介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない全ての18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。なお、18歳から39歳以下の終末期がん患者については、在宅

療養に必要な費用の一部助成など公的支援制度がない市町村へ創設にむけた取り組みをおこなうこと。また、国に対しての支援制度創設に向けた要請を継続しておこなうこと。

- (2) 治療と就業の両立に配慮し、新たにがん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就労支援奨励金制度導入に向けた調査・研究をすすめ、新たな制度創設をするなど、がん患者の就業支援に取り組むこと。

<要請の根拠>

国立がん研究センターの推計で、日本人が生涯でがんと診断される確率は2人に1人とされている。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援することが必要とされる。

特に、治療中のがん患者の18歳から39歳以下については、子育て世代にもかかわらず、症状が重くなっても生活に対する公的支援制度がない市町村もあることから、県として導入にむけて支援が必要である。

また、治療のために離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都のようながん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなどの支援により、再就職に向けた対策が必要である。

5. 高齢者が地域で働ける場の確保と活用企業への支援について【新規】

企業・地方公共団体などは、人材不足が深刻化している。一方で、働く意欲があり、さまざまな能力・スキル、知識、技術・技能を持ち合わせた退職した高齢者の中には、その能力を発揮する雇用の機会を求めている。

このミスマッチを解消するためには、高齢者が多様なニーズに応じた就業機会が確保できるよう、雇用環境の整備に取り組む企業への支援を充実することが必要となる。

国や埼玉県で取り組んでいる65歳以上の高齢者を新たに雇用する（継続雇用含む）企業に対する助成金制度をさらに拡充させ、企業に対する助成金も導入時のほか、継続した取り組みとして助成すること。

<要請の根拠>

高齢者雇用安定法の改正（令和3年4月1日施行）により、65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会確保が努力義務とされた。

それに加え、国では65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース、高齢者評価制度等雇用管理改善コース、高齢者向き雇用転換コース）が、申請により一定要件に該当した事業主に助成される。また、埼玉県でも、70歳雇用確保助成金が、申請により、一定要件に該当した事業主に支援される。しかし、助成金は、導入申請時であるため、高齢者のさらなる活躍推進のためにも、継続した支援をすることが必要である。

III. 交通政策

1. 自転車用ヘルメットの着用率向上の取り組みについて【新規】

2023年4月に施行された改正道路交通法により、全年齢で自転車利用者のヘルメット

着用が努力義務となった。ヘルメット着用は、自転車乗車時の死亡事故や負傷事故に対し大きな予防効果を発揮するものであり、より多くの自転車利用者にヘルメット着用を波及させるためにも、さらなるヘルメット着用率向上の取り組みをおこなうこと。

＜要請の根拠＞

埼玉県内の2023年の自転車事故死者は23名（前年比7名増）となっており、いずれもヘルメット未着用となっている。また、自転車が関係する事故の負傷事故件数については、2023年で4,825件（前年比94件増）となっている。

また、埼玉県警によると、2023年7月の調査で県内の自転車ヘルメット着用率は都道府県別で6番目に低い6.1%にとどまっており、着用率を上げることが自転車事故による死者・死傷者を減少・撲滅させることにつながり、ヘルメット着用率を上げることが重要である。

IV. 福祉・社会保障政策

1. 医師の地域偏在の解消

医師不足の地域における総合診療医を増やすため、当該地域の医療に従事する医療人の育成・支援に向けて、以下の施策をおこなうこと。

- (1) 診療科偏在の解消と総合診療医をめざす若手の確保に向け、魅力の創出・発信と無償の教育訓練の充実をはかること。
- (2) 運営が困難な保険医療圏における医師の地域勤務にともなう負担緩和のため、県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務がおこなえる体制やボランティアの活用などをおこない、保険医療圏の立て直しをはかること。

＜要請の根拠＞

少子高齢化がもたらす医療ニーズの変化により、従来型の臓器別ではなく、一人の患者を包括的かつ継続的に診ることのできる総合診療医の存在が強く求められている。

総合診療医の増加は診療科偏在解消にもつながり、そのためには魅力発信と教育訓練の充実をはかり、医師数を確保していくことが、将来における県の医療体制安定につながるものとする。

また、医師の地域勤務ローテーションの取り組みについては、未だ自治医科大学卒業医に限定されていることから、より多くの医師ローテーション体制の確立をはかる必要がある。特に、秩父医療圏（1市4町）においては、現状3病院で構成される2次救急輪番制の維持がとても困難な状況であり、医療崩壊を引き起こす可能性が非常に高くなっている。

したがって、地元だけで輪番制を維持することが困難であることから、早期に都市部との医師ローテーション体制を構築する必要がある。

2. 特別支援学校に在籍する不登校児童への支援体制の整備【新規】

特別支援学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、市町村が設置する適応指導教室への受け入れ態勢を整備すること。もしくは、学外の施設等を設置し、発達や療育を中心とした専門的な知見を踏まえた支援がおこなわれる体制を整備すること。

<要請の根拠>

公的な不登校児童生徒の支援施策として、市町村の教育委員会が長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に学習の援助をおこなう適応指導教室が設置されており、適応指導教室に通うことができれば出席日数として認められる。

しかし、特別支援学校に在籍している児童生徒が不登校状態になった際には、所管が異なること、対応できる教員などが居ないことを理由として、適応指導教室を利用することは困難である。また、市町村の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒についても、そもそも設置目的が異なることから、特に発達や療育の面で対応が必要な場合には、出席扱いとなる教室在籍が認められないことも少なくない。

その一方で、全国の特別支援学校における不登校児童は、小学部で2022年度に398人と約0.8%、中学部では840人と約2.6%と決して少なくない割合である（参照：文部科学省『令和5年度学校基本調査』、文部科学省『特別支援教育の充実について(令和5年度)』）。

以上のことから、埼玉県として特別支援学校に在籍している障がいのある不登校児童生徒に対して、適応指導教室のような通学により出席扱いとなる学外の施設などを設けることが必要である。

3. 精神障害者2級の医療費の無償化について

精神障害者2級の対象者について、生活困窮などの実態を把握し医療費の無償化や負担軽減などの救済措置の検討を「埼玉県重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会」にて早期に進めること。

<要請の根拠>

2020年7月、埼玉県精神障害者家族連絡会は「精神障害者保健福祉手帳2級」の患者を県と市町村が運営する「重度心身障害者医療費助成制度」の対象にし、医療機関での窓口負担をなくすよう求める8千人余りの署名を県に提出した。

これは3障がい(知的障がい・身体障がい・精神障がい)がある中で、2級以下の医療費が健常者と同じ3割負担なのは精神障がい者だけであり、他の障がい者の扱いに近づけることを求めたものである。

精神障がいは見た目でもわかりにくく対応が遅れているが、他の障がい者よりも就労率が低く、その75%が年収100万円未満と低収入で生活困窮者が多い。

また、ほとんどの精神障がい者は親と同居で「医療費負担は親の年金から」、「親の亡き後が心配」などの声が上がっており、親子共倒れの危険性も高い。

したがって、生活困窮者への救済が早期におこなわれるよう、「埼玉県重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会」にて検討を進める必要がある。

4. ユニバーサルシート（介助用ベッド）利用の利便性向上について

ユニバーサルシートの設置場所について、利便性が高く誰もが簡易的に検索できるようにすること。

<要請の根拠>

設置場所の情報取得については“GIS（地理情報データベース）”にて検索することになり、実際の利用者からは「スマートフォンの性能によってはブラウザで閲覧が出来

ない」、「どうやってアクセスするのか解りづらい」などの声があがっている。

スマートフォンアプリの提供や、埼玉県公式LINEに機能（アクセスリンク）を追加するなど、利便性の充実をはかる必要がある。

5. ペアレントメンターの積極的活用について

ペアレントメンターの養成数を更に増やすとともに、ペアレントメンターが必要な保護者が利用できるよう周知をすること。

また、WEBを活用した「交流・相談事業」については、働く保護者も参加できる時間帯および休日などにも開設することで、多くの保護者が参加できるようにすること。

＜要請の根拠＞

令和4年に文部科学省がおこなった調査によれば、15歳未満の発達障がい者数の推計は7.6万人であり、国立障害者リハビリテーションセンターの「発達が気になるお子さんの養育に関するアンケート調査結果」では、『子どものことで相談できる人がいない』に「とてもそう思う」「そう思う」と回答した保護者は19.7%（前回調査時20.4%）であり、『子どもに合った子育ての方法がわからない』と回答した保護者は49.6%（前回調査時51.5%）と、若干の減少は見られたものの、必要な世帯に支援が届いているとは言えない。

依然としてペアレントメンターの必要性は高く、継続的なペアレントメンターの養成および周知が必要である。また、同アンケートにて「休日・夜間も利用できる子育ての相談」に「とても必要」「必要」と回答した保護者は55.4%であり、働く保護者も参加しやすい制度とすることが急務である。

6. ケアラー・ヤングケアラー支援の取り組みについて

埼玉県ケアラー支援条例の基本理念である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、県内のさまざまな関連機関、市民団体とともにケアラー支援の流れ・体制をつくり、以下の施策をおこなうこと。

（1）ケアラー・ヤングケアラー支援の周知

介護は家族がするものと思込み疲弊しているケアラーに対して、さまざまな支援があることを周知するよう、特にケアラーと接触の多い病院、診療所、保健福祉介護関係の事業所などに協力を要請し連携をはかること。また、ビジネスケアラーに支援の周知をするよう、企業への広報にも取り組むこと。

啓発活動の推進にあたっては、わかりやすいツール（デジタルツールを含む）を使用し、当事者たちが情報を取得しやすい環境や相談窓口の設置を目指すこと。

＜要請の根拠＞

ケアラー月間は社会全体への集中的な周知方法として効果があり、日常生活や業務の中で、ケアラーを発見し支援をすることで、ケアラーと家族の状況悪化の予防もできるため、継続した啓発活動が求められる。また、潜在しているケアラー当事者への啓発・周知がより必要であることから、息の長い啓発活動や支援の取り組みが必要である。

（2）ケアラーの支援体制の整備について

①ケアラーの支援体制整備のため、「ケアラー支援スタートブック（手引き）」を作成すること。

<要請の根拠>

2023年度の県回答は、大人のケアラーは自分から相談にいき、公的サービスにアクセスできる。ただし、参考になるのでヤングケアラー支援スタートブックを活用し、ケアラーに周知していくとの回答であった。

しかしながら、大人のケアラーも切実な状況の中で、「助けて」と言い出せず孤立していたり、公的な制度を知らないビジネスケアラー（またはワーキングケアラー）が多く存在するという実態がある。

ケアラーが自ら相談し、制度やサービスを利用できていれば、問題の多くは解決しているはずであり、ケアラーの実態を踏まえて、ケアラー支援に活用できる手引きを作成する必要がある。また、ライフステージごとに抱える悩みや問題が異なることを認識し、全ての世代のケアラー支援のための手引きが必要である。

②市町村への総合相談支援体制の確立を目指し、研修やヒアリングなどによる計画的なケアラー支援人材の育成をおこなうこと。また、市町村窓口で生じた問題などについて、担当者が相談を持ち掛け、総合的・統一的に対応できる総合相談支援窓口（ケアラーセンターなど）機能を県が設置し、ボトムアップの課題解決がおこなえる体制を構築すること。

また、市町村の取り組み格差により、県民に大きな不公平が生じないように、継続的な実態調査をおこない市町村の取り組みの平準化をすること。

<要請の根拠>

ケアラー・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮する。しかしながら、現状では各自治体の取り組み姿勢の温度差や力量の差がある。

実効性のある支援体制の確立に向け、継続的な実態把握や研修ならびにヒアリングなどによる計画的な人材育成の推進など、市町村の課題に即した支援・指導をおこなうことが必要である。

また、市町村窓口からは、現場で起きた問題などについての解決に向けたアドバイスや相談を求める声も上がっていることから、バックアップできる相談窓口などの設置を検討する必要がある。

③子ども・若者育成支援推進法改正を受け、埼玉県におけるケアラー支援条例が対象とするヤングケアラー・若者ケアラーの範囲や支援を狭めないこと。【新規】

<要請の根拠>

2024年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラー・若者ケアラーの明記（※）が成されたが、支援対象の範囲が埼玉県ケアラー支援条例でカバーするヤングケアラー・若者ケアラーより狭いことに強い懸念があり、県の条例を優先するよう取り組む必要がある。

また、支援施策を実施する市町村においてヤングケアラー・若者ケアラーへの認識範囲が狭められ、支援の幅や対象が絞られることがないよう指導をおこなう必要がある。

※子ども・若者育成支援推進法改正案における「ヤングケアラー・若者ケアラーの明記」

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者・要保護児童、要支援児童（要配慮児童は含まない）

④ケアラー・ヤングケアラーを対象とした実態調査を継続的にこなうこと。【新規】

＜要請の根拠＞

ケアラー・ヤングケアラーの実態調査は、効果的な支援方法の検討材料の前提でもある。実態調査は2020年度以降実施されておらず、実施に向けた検討を進める必要がある。また、実態把握の継続は政策・制度を着実に進める上で必要不可欠である。

（3）病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの支援体制の構築

ケアラーが被介護者と出向く病院、診療所、保健福祉関係の事業所など、ケアラーを発見する可能性が高い関連機関に対して、発見後のケアラー支援の流れを明文化、可視化することで、支援のイメージと実践について共通認識を持てるようにすること

また、研修や実践の取り組み状況については、県有識者会議などの場で共有と検証をおこない、専門的な知見を活かしつつ支援の流れの一律化を目指すこと。

＜要請の根拠＞

2023年度の県回答は“支援の流れの一律化”は難しいとの回答であったが、ある程度のモデルを提供し、支援の流れを可視化して示すことは、ケアラー支援の具体的理解を進め、深めるためには重要である。

また、事業を推進する上でおこなうヒアリングなどについては、県有識者会議などの場で共有し、様々な観点から検証をおこなうことも重要である。

7. 50歳以上の帯状疱疹予防接種（ワクチン）の補助について【新規】

県がおこなう50歳以上の帯状疱疹予防接種（ワクチン）の補助費用について、全ての市町村が助成できるよう拡充をすること。また、心筋梗塞や脳卒中などのリスクが考えられるため、早期に実施すること。

＜要請の根拠＞

帯状疱疹は、80歳までに3人に一人が発症をするヘルペスウイルスを原因とする感染症である。また、帯状疱疹後神経痛という強い痛みが続く場合や後遺症例もあり、さらには心筋梗塞や脳卒中のリスクを増加させることも知られている。

2014年に水痘が定期予防接種化されて以降、子どもの水痘患者が減少し、大人が追加免疫を得る機会も少なくなったため、発症率が急激な増加傾向にある。（1979年から2020年の間に帯状疱疹の発症率は1.8倍に増加）

国立がんセンターの報告によれば、ワクチン接種による集団免疫の効果は60%という研究結果もあり、ワクチンの効果は証明済みである。

発症予防・重症化予防が期待できるワクチンの接種は50歳以上から任意接種できるが、全額自己負担であり、ワクチン費用は7千円～3万円と高額のため、県として助成が進むよう要請するものである。（県内35/63市町村で助成あり）

なお、東京都では、助成している自治体に対して都が半額を負担しており、助成する自治体も増加している。

【参考情報】

＜ワクチン接種補助が実施されている市町村＞

熊谷市、川口市、行田市、飯能市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町

8. がん患者を対象とするアピアランスケア用品の購入補助について【新規】

がん患者を対象とするアピアランスケア用品の購入補助について、県内での助成を不公平感のないものとする。

＜要請の根拠＞

県は、今年度あらたな助成事業として「アピアランスケア用品の購入」に対し、市町村助成額の1/2（上限5,000円）補助することとしている。

現在13市町村が助成事業をおこなっているが、がんの罹患率（男性で65.5%、女性で51.2%）が非常に高いことから、全市町村で助成事業を開始できるよう、県からの指導をおこなうことが求められている。

また、現在導入されている市町村でも「ウィッグのみ」など助成対象となるものに違いがあり、「医療用ウィッグ」「補正下着」「人口乳房（胸部補正具）」などが対象となるように、がん患者の経済的負担の軽減をはかることが必要である。

V. 環境・資源政策

1. 「カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク」活動の推進について

市町村の課題に応じた大学や企業等との有機的な連携体制を強化すること。

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が活用促進されるよう、地方自治体内の多くの地域で「脱炭素先行地域」に選定されるよう取り組むこと。また、商業地域や工業団地などでも「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう取り組むこと。

＜要請の根拠＞

「地域脱炭素ロードマップ」では、目標達成のため、「少なくとも100ヶ所の脱炭素先行地域において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性などに応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すとされている。

2023年11月に第4回目の「脱炭素先行地域」選考結果が発表され、第1回目からの累計で74の自治体提案が選定された。しかしながら、埼玉県で選定されているのは、さいたま市のみであり、今後より多くの埼玉県内の自治体が選定され、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進をはかりつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくことが重要である。

また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、埼玉県は、各自治体が産業界・業

界団体と連携強化できるよう働きかけていくことが重要である。

【参考情報】

＜地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）＞

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

＜脱炭素地域づくり支援サイト＞

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#regions>

2. 路上喫煙の課題に対する屋外分煙施設の設置推進について【新規】

路上喫煙によるポイ捨てや、望まない受動喫煙対策推進のために地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の設置推進をすること。

＜要求の根拠＞

埼玉県の令和6年度たばこ税歳入予算額は、82億円と県税総額の約1%を占める税となっている。また、2020年4月の改正健康増進法の全面施行とそれらに伴う企業の取り組みなどにより屋内喫煙場所が減少した一方で、受け皿となるべき屋外喫煙場所が増加していないことから、路上喫煙や吸殻のポイ捨てなどによる問題が発生している。

この問題を解決するには、人の集散が多いエリアでの公衆喫煙所の設置をすることが有効と総務省も示している。なお、総務省は、地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前、商店街、公園などの場所における屋外分煙施設の整備について、県や市を含む地方公共団体へ通達（2024年4月1日）を出しており、その重要性を認識し、地方たばこ税を活用しながら、必要な喫煙場所整備措置を積極的に進めることが重要である。

【参考情報】

＜総務省 通知通達＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf

＜厚生労働省 健康増進法の一部を改正する法律概要＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

VI. 教育・子育て政策

1. 育児休業と産後パパ育休の取得推進について

日本における育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べて低い水準となっている。

政府は、男性の育児休業取得率を2025年までに50%に上げることを目標に掲げ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に取り組んでいる。

事業者に対し、積極的に男性の育児休業取得を推進していくとともに、企業にとって男性社員が育休を取得するメリットとして「両立支援等助成金」を受けるとの周知をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間に出産した女性および配偶者が出産し

た男性の育児休業取得率は、女性の97.8%に対して、男性は23.4%（令和5年度埼玉県就労実態調査報告書による）と極端に低いと言わざるを得ない。前年度（女性 93.1%、男性27.0%）と比較すると、女性は4.7ポイント上昇し、男性は3.6ポイント低下している。

人手不足と言われる中、従業員が育児休業を取得しやすい職場環境を整えることによって、中長期的な人材を確保することが企業としてあるべき姿勢ではないかと考えられる。

2023年6月に策定された「こども未来戦略方針」では、民間における男性の育児休業取得率の目標を令和2025年に50%、令和2035年に85%と定めており、更なる取り組みが必要である。

昨今、育児休業中の同僚の負担を軽減することで、育休を取りやすい職場環境づくりを推進する企業が増えている。例えば、企業事例として、社員の業務をカバーする同僚らに手当などを一時金から反映させ制度を導入している。

中小企業など社員が少ない企業では、1人が育児休業を取ると人手不足による弊害に懸念を持つことから、社員が育児休業を取得すると、「両立支援等助成金」を受けられることを周知する必要がある。

2. 児童虐待防止対策推進について

児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、および弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

また、児童虐待相談内容の分析をおこない、関係者・団体などと連携した対策を講じること。

＜要請の根拠＞

児童相談所での児童虐待相談対応件数は、厚生労働省HP「児童虐待相談対応件数の動向」による2022年度1年間の速報値によると、全国で219,170件で過去最多である。埼玉県（さいたま市を除く）では18,877件、令和3年度（17,606件）と比べて、1,271件増（+7.2%）となっている。

また、虐待通報件数が高止まりしていることから、埼玉県児童虐待防止対策協議会などで児童虐待相談内容の具体的内容を分析し、未然防止対策などを作成し、関係者・団体と連携した対策を講じていくことが必要である。

3. 学校教育現場でのジェンダー平等・多様性推進について

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、学校教育現場でジェンダー平等や多様性を認め合う視点に立って、性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭や正しい理解の促進のため、児童生徒をはじめ教職員や保護者への研修や相談体制の整備を継続しておこなうこと。

＜要請の根拠＞

2023年6月23日に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づき、ジェンダー平等や多様性を認め合う教育現場を実現するために、一人一人が個性と能力に応じて社会に参画する意識を

理解することが不可欠であり、そのための継続的な研修が必要と考える。

上記の法律の周知とともに、学校現場における全教職員がこの内容を理解し、生徒への指導ができるよう、性の多様性に係るリーフレットの配布や研修・相談体制の整備を継続しておこない、学校教育現場でのジェンダー平等推進をおこなうこと。

4. 部活動の地域移行による参加者費用負担について【新規】

部活動地域移行による地域クラブ活動に参加する生徒の参加者費用負担支援として、地域移行している文化・スポーツ団体での活動において、参加する生徒に対する補助をおこなうこと。特に、費用負担に関して、金銭的側面から断念せざるを得ない生徒が出ないよう、困窮家庭に対する補助金の支援をおこなうこと。

＜要請の根拠＞

教員の長時間労働が問題視されており、長時間労働是正には業務削減・教職員定数改善が必要と言われている。学校の働き方改革の視点から、教員の業務負担の軽減策の一つとして地域移行が進められている。

2022年12月に、スポーツ庁と文化庁の両庁名で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。地域移行はすでにモデル校で試行的に取り組まれているが、公立中学校の休日の部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すとしている。

地域移行のメリットとして、「生徒の選択肢が広がる」「専門的な指導が受けられやすくなる」「教員業務のスリム化が期待できる」などがあげられている。一方、デメリットとしては、「指導者や受け皿の確保が容易ではない」「生徒の安全上の不安がある」「保護者の経済的負担が求められる」などがあげられている。特に、費用負担に関しては、金銭的側面から断念せざるを得ない生徒が出ないよう、補助金などの支援が必要とされる。

なお、茨城県つくば市においては、部活動地域移行による地域クラブ活動に参加する生徒の費用負担への支援として、地域移行している文化・スポーツ団体での活動において、困窮家庭の利用料を補助している。

Ⅶ. 人権・ジェンダー平等政策

1. パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度について

(1) パートナーシップ制度では、埼玉県としての導入をはかること。

また、市町村ごとに制度の内容が異なるため、県と市町村が連携し、利用可能な行政サービス内容の統一をすすめること。

(2) ファミリーシップ制度の普及が進んでいないことから、制度の導入について更なる検討をすること。

＜要請の根拠＞

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する認識が深まり、県内でも62の自治体（全63自治体）でパートナーシップ制度が導入され、残る川口市でも導入の意向がされている。しかし、市町村ごとにパートナーシップ制度の内容が異なるため、市町村を越えて異動した場合や、他の市町村の施設を利用する場合などでスムーズに適

用できない事があり、市町村の制度内容の連携が望まれている。

また、県内の市町村でパートナーシップ制度が広がりを見せる中、ファミリーシップ制度の普及はあまり進んでいない。ファミリーシップ制度ができることで、子どもを学校や保育園に迎えに行った際の引き渡しや、子どもが病気で病院にかかったときなどに、家族として周囲からの理解を得やすくなるとされており、制度の導入を進めることを求めるものである。

VIII. 消費者政策

1. カスタマーハラスメントと消費者教育について【新規】

公労使による条例制定に向けた検討部会を立ち上げ、3者の共通認識のもとカスタマーハラスメントを防止する条例を制定することにより、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為などのカスタマーハラスメントの抑止・撲滅を推進するとともに、倫理的な消費者行動を促す消費者教育をおこなうこと。

<要請の根拠>

ハラスメント対策関連法（2020年6月施行）が2022年4月に全面施行され、全事業主にたいして、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメントとともに、パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の防止措置が義務化された。一方、カスタマーハラスメントや就活等ハラスメントなど、第三者のハラスメントについては「望ましい取り組み」とどまり、義務化はされていない。

埼玉県では、埼玉版働き方ポータルサイトなどで、事業者向けに「今、企業に求められるカスタマーハラスメント対策」動画を作成するなどの対応がされているが、カスタマーハラスメントの起因となる消費者への対応はまだ充分とは言えない。

一方、東京都、三重県の両知事は、カスタマーハラスメント対策について言及し、北海道では、議会での検討部会立ち上げに向けて動き始めている。特に、東京都では知事が先頭に立ち、公・労・使による検討部会を立ち上げ、条例制定に向けて動きは始めている。

埼玉県においても、県内で働く人が、消費者からの悪質なクレーム＝カスタマーハラスメントを受けることがないように、東京都が行っているような公労使による条例制定に向けた検討部会を立ち上げ、3者の共通認識のもとカスタマーハラスメントを禁止する条例の制定に向けて取り組むとともに、消費者教育についても取り組み、サービスなどを提供する側と受ける側がともに尊重される埼玉県にしていくことが重要と考える。

【参考情報】

<消費者庁第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会（第1回）における主なコメント>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/consumer_policy_cms103_240313_06.pdf

<東京都 カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会>

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuhara/04/index.html>

IX. 防災政策

1. 埼玉県、県内市町村の防災対策について

あらゆる災害に対し、全ての住民が安心して支援を受けられる環境整備を推進すること。

(1) 災害時における避難所（防災拠点校の体育館など）機能について

多発する集中豪雨などの自然災害に対応できる防災拠点校を増やし、優先順位をつけて、体育館などの避難所機能の充実をはかること。

具体的には、すべての対象施設に対して、計画的にエアコン機器の設置・増設、停電時に利用できる電源の確保、および備蓄品の保管に取り組むこと。

<要請の根拠>

河川に囲まれた埼玉県においては、水害対策を優先して防災対策に取り組まなくてはならない。中でも災害時の避難所となる防災拠点校の整備は、構造や周囲の状況、立地場所などを鑑みて、優先順位を付けて取り組む必要がある。

また、多くの防災拠点校は、建設時、大地震を想定して整備したものであり、整備されて25年余りが経過し、設備の老朽化が進んでいる。

防災拠点校は、いざという時に住民が安心して避難できることが重要であり、地震だけではなく、豪雨などの自然災害においても、安全確保に役立つための整備が必要である。

そのためにも、全ての対象施設において、計画的にエアコン機器の設置・増設をおこない、停電時に利用できる電源の確保、および備蓄品の保管に取り組む必要がある。

また、豪雨災害は梅雨期から夏季にかけて発生することが多く、避難先における熱中症などの2次被害を発生させない環境整備が必要である。

(2) 災害時、防災拠点における性的マイノリティに対する支援について

防災拠点において相談員となる職員を対象に、性的マイノリティ支援について記載した「埼玉県地域防災計画」「避難所の運営に関する指針」に沿って、災害時に性的マイノリティへの支援活動ができる研修会を継続的に開催すること。

<要請の根拠>

災害時には様々な要素において生活が困難になることから、性的マイノリティの視点からの配慮も必要であり、誰もが安心して生活できる社会の構築をめざす必要がある。

「埼玉県地域防災計画」には、避難所におけるLGBTQなど性的少数者への支援についての記載があり、誰でも安心して相談できる環境整備には、性的マイノリティを含めた対応を徹底するため、相談員（職員）への実践的な研修が必要である。

(3) 防災会議委員の女性割合向上について

県防災会議委員における女性割合のさらなる向上と市町村防災会議委員の女性割合向上を推進すること。【新規】

<要請の根拠>

災害は全ての人の生活を脅かすが、女性や子どもなどの災害脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。特に、災害対策においては、内閣府男女共同参画局による「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、「防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「防災の現場等における女性の参画拡大」などに記されているように、女性の視点を入れた災害対応がおこなわれることが災害に強い社会の実現のためには不可欠である。

県においては、目標数値が達しているものの、今後、さらなる向上に努めることが必要である。また、埼玉県内各市町村においても、市町村防災会議への女性の割合を早期に30%達成することが望ましいと考える。

【参考情報】

<女性活躍・男女共同参画の重点方針2024>

https://www.gender.go.jp/.../sokushin/jyuten2024_honbun.pdf

内閣府男女共同参画局による「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」によると、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を次のように定めている。

- ① 都道府県防災会議委員に占める女性の割合30%（埼玉県は31.5%）
- ② 地方（市町村）防災会議委員に占める女性の割合を令和7年までに女性の登用組織数0の解消と、委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指す。

（4）首都直下型地震等、マグニチュード7クラス以上の地震発生への対応について

①マグニチュード7クラス以上の地震発生に耐久できる水道管（送水管）の耐震管への敷設替えを、病院や避難所等の施設へ通ずる水道管を優先的に実施すること。

【新規】

<要請の根拠>

平成24、25年に埼玉県が発表した「埼玉県地震被害想定調査報告書」では、今後30年間において、南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率は70%としており、いつ大規模な地震が発生してもおかしくない状況にある。

また、2022年4月時点では、県営水道の送水管路延長約777kmのうち、耐震管の使用率は約40%であり、地盤状況を考慮した耐震適合率でも66%となっている。

2024年1月に発生した能登半島地震においても、被災者の声からは1日も早い水道の復旧を望む声が多く、特に、命に直結する病院や避難所などへの施設に通ずる水道管を優先的に耐震管へ変更する敷設替えをおこなうことが重要である。

なお、首相は「今年度内にすべての自治体において、上下水道耐震化計画の策定や更新を進める」としており、その方針を理解し、県内全ての自治体で上下水道耐震計画の策定や更新がなされるよう推進することが必要である。

②非常参集訓練、図上訓練の充実による市町村での災害対応レベルの向上をはかること。【新規】

<要請の根拠>

日本の災害対策の法体系の基本は、市町村が主たる対応者であり、そのフォローをするのが都道府県となっていることから、市町村や都道府県の役割が非常に重要である。

災害対応能力を上げるためにも、常日頃から実践的な訓練をおこない、対処能力を上げる必要があり、非常参集訓練や図上訓練を頻繁におこなう必要がある。

③広域受援計画の策定と充実をはかり、災害時における復旧・復興に備えること。 また、定期的な見直しをおこなうこと。【新規】

<要請の根拠>

広域受援計画は災害時の混乱を低減し、効率的かつ迅速に支援を受け入れるための重要な枠組みである。

埼玉県では既に計画は策定され、2024年3月にも計画更新がおこなわれているが、被災者の生活を早期に安定させ、復旧・復興を円滑に進めるためには、他の自治体・企業・団体との連携強化、災害情報の迅速かつ的確に共有するための仕組み構築、職員や関係者の教育訓練など、さらに内容を充実させていくことが必要である。

【参考情報】

埼玉県「広域受援計画」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/jyuenkeikaku.html>

④災害時における通信断絶を想定した衛星通信インフラの確保をはかること。 【新規】

<要請の根拠>

巨大地震の発生時には、多くの地域での通信断絶が見込まれ、既存の通信インフラでは災害救助要請などの連絡手段が絶たれてしまうことも想定しておかなければならず、衛星インターネット機器の設置・運用を防災計画に盛り込むことは非常に有効な災害対策となる。衛星インターネットは設置の容易さ、静止軌道衛星による広範囲通信の網羅などの理由から非常に有用であり、人命救助や復旧活動などの要請が滞りなくおこなえることが期待できる。東京都を含む他県の導入例を参考に、埼玉県および各市町村においても導入・検討を進める必要がある。

【参考情報】

総務省「衛星インターネットの導入事例紹介～埼玉県小鹿野町の状況～」

https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/chosa/eisei_inet/pdf/chap02.pdf

⑤大量アクセスに耐えうる行政サイトを構築し、大規模災害に備えること。【新規】

<要請の根拠>

広域におよぶ震災発生時には、一人一台の個人端末所持が一般化する昨今において、非常に多くの人々が一度に災害情報へとアクセスすることが想定される。このことから、一極集中接続に耐えうるネットワーク（通話回線輻輳回避）やサーバーインフラの増強など、強靱な行政サイトの構築をはかる必要がある。

⑥災害時協力企業マップの作成と配布を進め、災害に備えること。【新規】

<要請の根拠>

平常時から自治体企業が協定を結び、緊急時には迅速な対応ができるよう準備を整えることとあわせ、緊急時には十分に機能することが望ましい。

埼玉県においては、「ミナ防災」の取り組みの中で、埼玉県地域防災サポート企業・事業所を紹介して取り組んでいる。しかしながら、利用者からは、マップ上での表記でないため、いざという時には活用できない。

より利用しやすい、活用しやすい取り組みとして、災害時協力企業マップの作成と配布を進め災害に備えること。また、市町村においても、災害時協力企業マップ作成の前進がはかれるよう、県は各市町村に対しての指導を進める必要がある。

また、各市町村においては、災害時協力企業への取り組みを継続しながら、県と連携した、災害時協力企業マップの作成と配布を進め災害に備えることが必要である。

(5) 台風や線状降水帯などによる水害への対応について【新規】

洪水発生時の垂直避難を円滑にするため、避難指定ビルなどの設定をおこなうこと。

<要請の根拠>

近年、地球の温暖化に伴う台風の大型化や線状降水帯の頻繁な発生など、水害が起こる確率は非常に高くなっている。

埼玉県においても、2019年の台風による被害は記憶に新しい。当時、県北部において緊急避難指示が出された際、避難者はどこに避難してよいのか分からず、自己判断にて近隣の高いビルに駆け込み避難していた実態がある。

浸水リスクの高い地域においては、避難ビルや高層建物を指定し、住民が垂直避難できるよう整備する必要がある。

【参考情報】

<東京都の津波避難ビル制度>

東京都では、浸水リスクの高い地域において、避難ビルを指定し、住民が安全に垂直避難できるように条例を整備しています。また、指定された避難ビルには適切な標識や案内が設置され、避難経路も明確にされている。

<大阪市の浸水対策>

大阪市では、洪水や高潮時の避難を目的として垂直避難を推奨する条例を制定し、避難ビルの指定や住民への周知活動をおこなっている。

避難訓練も定期的実施され、住民の避難意識向上をはかっている。